

駅 通 情 報

第67号

東京中央郵便局の建物は 文化財に値するのか

— 文化財とはなにか —

(三月二日の北海道新聞の朝刊に、鳩山邦夫総務相の意見として「歴史的建築 東京中央郵便局、總務相、取り壊し批判」と題して、日本郵政が東京中央郵便局（東京都千代田区）を高さ約一百メートルの高層ビルに建て替えるため取り壊しに着手することについて言及し、「利益追求主義で文化を破していくのか、世論に問いたい、國の恥で国辱ものだ」

と述べ、日本郵政を厳しく批判した旨の記事がのっていた。また、その翌日には、その總務相の論及に対し、日本郵政の西川義文社長は、「今、工事を廻ぼすとか、申し上げる段階にない。取り壊しの範囲や、中止を考えず、計画どおり工事を進める」との考え方を示した。

さらにはまた、現局舎の重要な文化財指定については「耐震性の問題や、使い勝手の問題がある（登録有形文化財を）望んでいない」という（以下、詳細は省略）。東京中央郵便局の取り壊しを続ける意志であると発表した。國社長はさらに言及して「公共性と収益性の両立が日本郵政の課題。使命を果たすより取り組みを加速したい」とした上で、「東京中央郵便局の再開発、資産の有効活用で経営を支えることが大切なこと」という。私はこの記事を見て、鳩山総務相の意見はもともとある。文化財の重要性を尊重し一般にそれを周知するのは賛成であ

る」と、一話は納得した。しかし、それには全面的にしつぶりしない何かが残った。

○ 文化財とは何か

私はさうに考える。文化財とは何かである。東京中央郵便局の建物は文化財に値するという論調はどこにあるのである

う。文化財といえば、文部科学省の所管に属するものと思うが、紙上には鳩山総務相の意見のみで、文部科学省の見解は全く発表されていない。

そこで、これは文化財であると認定されるまでの手続きがあるはずであると考えた。その關係機関、申請手続、文化財とは何を等について調べてみた。その結果は次のとおりであった。

1. 文化財保護法

(1) 文化財とは

文化価値を有するもの

文化活動の客観的所産としての諸事業、諸事物（2） 有形文化財（遺跡・古墳・墓廟・文書・書跡・典籍・古文書）などて歴史上……）。

(3)

文化財保護法で保護の対象にして取り上げた文化財。

(4)

文化財保護法は、文化財を保存し、その活用を団

つて国民の文化財向上に資する。

2. 文部省

文部科学省（文化庁とは書いていないが文化庁であろう）。

○ 文化財保護委員会（文部科学省の外局）

文化財の保存及び活用、その調査研究を行う委員会。委員五人で有識者のうちから専門の同意を得て文部科学大臣が任命する。

○ 文化財保護委員会の所管事項等を分析してみると

- 一 文化財とは何を
法律的に文化財とは何を指し、また文化財を所管する役所
はどこかを明らかにすると
(1) 文化財とは、文化価値を有するもの「文化活動の客観的
所産として、その結果、該事物」とある。
(2) さらに、文化財保護法で保護の対象にして取り上げた文
化財をいふ。
(3) 有形文化財として前述のとおり「建造物」等とあるか
ら、東京中央郵便局の建物も文化財指定の対象になるもの
と認められる。
(4) 文化財申請を受理し、可否を決定するのは文化財保護委
員会であり、同委員会の任務として「文化財の保存及び活
用、その調査研究」が挙げられる。

○ 答者と文化財との関わり

私は、駅通史の研究上、文化財の登録申請について関わっ
たことがある。

昨年のこと、「笠置郡南郷町所在」の元・幌向駅通所の建物
が文化財に認定するとして、同町から北海道教育厅を経由して、
文化財保護委員会に文化財登録申請が出されたとして、北海
道教育厅では申請内容を北海道新聞に発表したことがある。
その記事中に駅通所の任務として明らかに誤った記述があ
つたので同教育厅に指摘したところ、担当者は直ちに申請内
容を訂正する旨回答があったので私は了解した。
しかしこの誤認は、私の指摘によつて教育厅では實際に申
請内容を訂正したのかどうか明らかでないが、その結果につ
いての回答はなかった。
なお、元幌向駅通所については、数年前、私は「最盛期の
駅通制度を解説」と題する著書を発刊、世に出したものであ
つた。

○ 結び

堀山總理相と日本郵政との東京中央郵便局を通じての文化
財論争は、いつ、どのように決着するのか判断できぬが、要
するに「文化性と収益性」の検討にあつて、どこに折り合
を付けるかにかかるといふのがも知れない。
ただ、私にとっては実際に東京中央郵便局は一度より見て
いないので、それが文化性が十分あるのかどうか認識できず
にある。全国には、経年百年程度の建造物はざらにあると思
う中につつて、東京中央郵便局の建物が文化財に認定するとい
うのは、私にとって、まだ十分納得しないのである。
もし当分論争を見守るほかはあるまい。

北海道における宿駅（駅通）の

開設と現地責任者の任務（二） —宿駅の発祥から駅通制の廃止まで—

一 はじめに

本稿は、主に開拓使時代以降、駅通制度廃止までの駅通の
開設に至る経過をそれぞれの時代の特徴を重点に追及しよう
とするものである。

駅通開設時の状況といつても、それそれ時代によつて特殊
事情があつて、実態を明らかにするのは容易ではないが、そ
れだけに貴重なものといえる。

以上のとおり、駅通制度が開拓使所管となつて以降に重点
を置くといつても、江戸時代の宿駅制に触れるを得ないの
で開拓使所管以前について出来得る限り簡単に骨子のみ挙げ
ることとした。

まず最初は、松前氏支配時代の宿駅制についてである。
文經二（一五九二）年正月、松前五代藩主、慶広は、その
ころ朝鮮の役出税のため肥前の名護屋に駐留していた秀吉に
謁見して、五、七年ことに御勤する」とを願い出て許された。

駅通情報

またそのさい、これを機会に秀吉は、慶次を志摩守に任じて、駿河島の取締り支配することを認めた朱印の制書を下賜した。

慶次はさらに、この月の七月には、徳川家康にも会って關印の制書を受けた。

この制書の中に「諸國から松前へ出入りする者は、志摩守の許可なく直接駿河と交易することを禁する。また、志摩守に無断で松前へ来て商賣することを禁する。なお、駿河については、既にへ行き来することも勝手である」と。

等を天下に示したものであった。

右は、直隸宿駅に關係はないと思われるが、この制書は追つて宿駅の発祥へと發展するのであえて記述した。

なお、秀吉からの朱印状、及び家康からの關印状の内容について、具体的には宿駅制の施行について触れていないので省略した。詳しく述べ、「北海道宿駅(駅通)制の研究」(上巻・江戸時代編)によられた。

以上をもつて松前氏は駿河島の島主として秀吉、家康から認められたのである。

さらに、慶長元(一六〇四)年正月十四日「佐渡守正信關国政之黒印并伝馬之御判也」とあり、このとき初めて伝馬の使用が許されている。これは恐らく、江戸から松前までの往還について道中奉行に属する日光道中の「江戸千住宿に始まり、奥州道中の末宿である白川宿へ、とちに延長驛上にある奥州地方の各宿を通過して、蓬田宿に至るものであり、また蓬田宿から松前対岸の三厩(みうまや)までは弘前(ひろさき)一箇ではあるが、松前藩の利用を専らにするものである。要するに、その間の街道各宿における伝馬の使用が許されたものであった。

その後、元和元(一六一七)年十二月十六日にも「駿御黒印並伝馬之御判也」とあり、この年公室は奉勅して、第二代將軍秀忠より改めて、新しい黒印制書を受けたのであった。

さらに寛永十一(一六三四)年にも同様の制書を附わせており、これは三代家光からのものであった。

1 相人地の宿駅制の発祥

現地に宿駅が設けられるについては、その必要性、立地条件等それなりに理由がある。また、その運賃、又は利用料況等については、現在に至ると当時の現状について知る資料は極めて少なく、断片的に発見されるものを翻訳合せて概観するほかないのが現状である。

特に、過か昔の江戸時代初期のこととなると自然である。

また、北海道内の宿駅制といつても、相人地と駿河地とは、その発祥、組織は極めて異質であるので、同一に論するわけにいかない。まず、相人地から探求することにしたい。

前述のとおり、本稿では明治期の開拓使支配以後に重点を置き、江戸期においては極く簡単に宿駅の概況のみ触れようとするものである。

2 和人地における宿駅制の立起

北海道における宿駅制の立起時期については、それを不す明らかな資料は見当たらず、前述に挙げたとおり、それと認められる断片的に記述した資料を繋ぎ合わせて補強するばかりではないが、松前藩創設にそれほど遅れずに立起したものと認められる。それも相人地の「松前藩道・西海岸道・下海岸道」等がまず整備の対象となつたのである。

しかし宿駅制といつても、最初は、至つて稚拙なものであり、宿駅の任務といつてもその主要なものは公状の遞送りと人足、伝馬の供給であった。それも最初は、公用旅人に對して半農百姓等が農耕等に使用している馬を供出し、これを伝馬として使用するのが専らであった。

和人地では、元禄四(一六九一)年六月に松前藩主から町奉行に發布した法度の中に「百姓伝馬宿次無難を擧……云々」とあり、その法度に村民通による伝馬宿出が行われていてそれが遡れて藩政に支障があるので遅れのようとの連してある。従つて、宿駅制はそれ以前、すなむち、藩制が確立する直後から、本州諸藩で実施している宿駅制に類似のものが施行さ

れていたものである。

しかも本州と違つて、地域広大、駅間距離の遠い北海道の奥地にあっては、伝馬則は通行上不可欠の機関であつた。本道において、宿駅における伝馬提供数を義務付けた舊、または町奉行等上部機関からの具体的な「定」又は「解書」は見当らないが、本州特に幕府道中奉行下の東海道における例を見ると、前述の松前藩主から町奉行に出された法度の発出時期より九十年前の慶長六（一六〇一）年、日坂宿に下した「達」は次のとおりである。

「御伝馬之定」

三拾六疋二相定ム

上駄ハ掛川迄、下ハ金屋迄之事

右之馬數を近分西拾坪、居坪數ヲ以引取可事

荷物者を載三卅四日之外料被、中間數減、其餘ハ坪

次第たるべき事

右条、相定候上者、相達有問敷者也

慶長六年

丑正月

日版
年寄中

伊奈國前（忠次）
彦坂小刑部（元止）
大久保十兵衛（長宣）
(児玉幸多著宿駅)

右の定について少しく解説すると、伝馬については、本來、無償で供給すべきものであり、その馬匹を一日について三十六疋まで提供することを要求した。いわゆる伝馬の上限を示したものである。

この「定」では、伝馬供出に関する規定のみであつて、当時まだ、人足に関する定めはない。各市に提供すべき人足数及びその貢賦は定められていない。しかし実際には、伝馬同様、無賃人足の供出は行っていたのであつた。降つて慶長十一（一六〇六）年、中山道の細木手宿が新たに設けられたとき、大久保長安が同村に出した「定」によると、「伝馬」

十五疋、人足十人」とあり、これ以上は駆使をとするよう命じており（児玉幸多著、宿駅）、通々人足、伝馬とも提供数が規定されることが固まってきたのである。

3 和人地の宿駅制の確立

では、和人地における宿駅制はいつころ整備され、確立したのであろう。

右、東海道における供給人馬数が「定」をもつて規定していたかどうかは明らかでないが、北海道内でも和人地ではどうであつたのであろう。和人地では、あらかじめ頭数を決めて宿場に割りしておき、需要のある都度対応していたとの記録が次のとおり現存している宿駅がある。

すなわち、次の五か宿がそれで、これらの中では毎日、昼夜ごとに頭数を定めておき、需要に備えていた。この五か宿のうちの落部宿については、明治六（一八七三）になつてから、また他の四か宿は相当以前から伝馬（かこい馬、常備馬）の方法がとられていたようである。

小安（下海岸道）—頭番ヲ以テ駅場へ備エタリシカ。

福島（松前街道）—村民所有ノ馬ヲ交番ヲ空ニ置ハニ定ム。

夜ハ武定ヲ、ヲ繫留シ置キ駅通ノ要ニ

供ス。

森（東海岸道）—人民所有ノ馬五疋ヲ、駅置公私共通伝

スルヲ以テ駅馬ヲ備フル「ナシ。

落部（右道）—人民所有ノ馬ヲ以テ駅番ヲ立テ公私共

通伝ス、明治六年ヨリ日々五疋ヲ、備

馬ヲ雇置。

（以上駅路沿革志）

この五か村に限つての状況から判断すると、前述の五街組における人馬の提供上限である「相定行人」の制に一見類似しているかにみえるが、相当の違いがあるようである。

（未完）

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革(五)

— 松前街道二十一か宿 —

この稿も、前号(六十六号)をもって終るべく目指していたが、これまで四回の連載で八か宿を記述するに過ぎず、松前街道沿い二十一か宿を書き終えるにはなお数号の記述を要する状況にある。

その主なる要因は、北海道の、しかも蝦夷地という、全国的に見ても特殊事情にあり、かつ藩成立と遠くない時に宿駅が創立された経緯があり、それだけに歴史上に残さなければならない貴重な史実が豊富にあるためである。以下、茂辺地宿について記述したい。



八、茂辺地 一 もへじ の 続き

(2)

明治二年八月、伝六幹職しその駅務を小野寺勢左衛門に申付け、明治六年三月まで名主の給料を与へ、駅道の敷を以て給せざるは前の如し。明治六年四月佐藤喜惣右衛門副戸長兼駅場取扱を申付、同七年五月職を罷む。同七年六月藤本小右衛門に副戸長兼駅場取扱を申付、同八年八月二日に至り病死す。其後、村用係村上与右衛門、同小野寺房松兩人にて駅場取扱を負し、同九年五月五人組被廻組合頭伍長職成するに及んで小野寺房松を免じ、更に村上与右衛門へ村用係兼駅場取扱を申付、同年十月更に村上与右衛門へ村用係兼駅場取扱を申付、同年十月二十三日与右衛門依頼村用係免じられ、池田長右衛門村用係となり、日駅場取扱を為す。設置以来都て民費なりしを明治十一年四月酒井宮五郎なる者、人馬建立所を設置せし「を請う。同年十月二十一日之を許可せしに其後、右宮五郎督業を開め村民協力通伝を為す。」

(3) 解説

○ 本項における開設以来の歴代駅場取扱人(村役人兼務)の氏名をもさず記載している珍しいケースである。他の駅場の運営上にも参考になるので残らず記載した。明治十二年の高麗支厅管内駅場制度大改革によつて、駅場が廢止されたのに伴つて、民間経営の人馬建立所が申請設置され、さらにこれも廢止され、以後、村民が必要の都度交替で出勤して通伝したという。

(3) 駅馬と人馬貢錢

從来より村民所有の馬を供出して駅伝に当つていた。人馬貢錢、荷物の貢目は函館駅と同じであるので省略す。

九、泉沢：いすみさわ

2. 位置

上総郡泉沢村
駅場への距離 江邊地へ三里一町四十九間

本古内へ一里三十四町九間
十円民費ヲ以テ支給ス。同五年一月ヨリ八年六月マテ小

林松次郎副戸長兼駅務相勤年給前ノ如シ。同八年七月ヨリ九年九月二十六日マテ藤田文藏村用係ヲ以テ駅務兼務

シ年給同上。九年九月二十七日ヨリ三上吉五郎西村用係トナリ駅務ヲ兼務。同年十月申金二円ヲ、民費ヲ以テ駅

費二光フルコトト定ム。明治十二年四月本駅、吉村六右衛門人馬継立所設立ノ儀ア請願シ同年十月三十一日許可シタルヲ以テ開業ヲ為

スト御モ敷アリ之ヲ認ム。

(続く)

足	平路	六 尺	馬	八 尺	その他 商船駅 に同じ	軌道	一 人
人	陸路	十二 尺七 厘		十五 尺六 厘		取扱	

4. 沿革

- (1) 安政元年六月設置、名主白宅子駅場ニ充ナ筆谷、三ツ石ト連絡駅務ヲ取扱フ
(2) 明治九年五月筆谷・三ツ石ヲ分離ス
(3) 十二年十月人馬継立所ヲ廢ス

○ 解説
駅場開設以来隣接する筆谷、三ツ石との三か村合図で駅場を運営していた。明治九年五月に至つてこれを分離し、泉沢村単独で駅場を運営することにしたという。

5. 他の資料による記録

(1) 位置 上総郡泉沢村函館ヨリ福山ニ至ル
(2) 沿革 (前段省略) 本駅ノ人馬運送ハ隣村筆谷、三石ノ西村ト連絡シテ取扱來リシラ明治九年五月、本駅独立シタルナリ、明治十二年十月駅法更正ニ当タリ、人馬継立所設立スルト雖モ其後故アリ貨物スル便ハザルヲ以テ之ヲ閉ジ人民協力透伝ス。

(3) 駅運取扱人と給料

安政元年六月以來、上総郡泉沢村平民能谷佐五兵衛相勤年給金十四円安政五年ヨリ万歳元年マテ笠島庄吉勤務年金前ノ如シ、文久元年五月ヨリ同三年十一月マテ三上吉五郎相勤年給亦元ノ如シ、元治元年正月ヨリ慶應二年二月

發行年月日 平成二十一年四月五日
発行者 布 無料
史学研究会 主宰 宇川 隆雄

TEL ○一五一七一三六〇番
ホームページ
<http://rashi.hpl.infoseek.co.jp/>